

第 1 回 副首都指定の実現に向けた連絡会議 次第

日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）16：30～17：15

場所：福岡県庁行政棟 8 階 特別会議室

1 開会

2 知事挨拶

3 議題

- （１）連絡会議設置要綱について
- （２）副首都指定に向けた地方行政体制のあり方について
- （３）国への共同要望活動について
- （４）今後の進め方について

4 閉会

会議終了後、囲み取材を予定。

「副首都指定の実現に向けた連絡会議」 出席者名簿

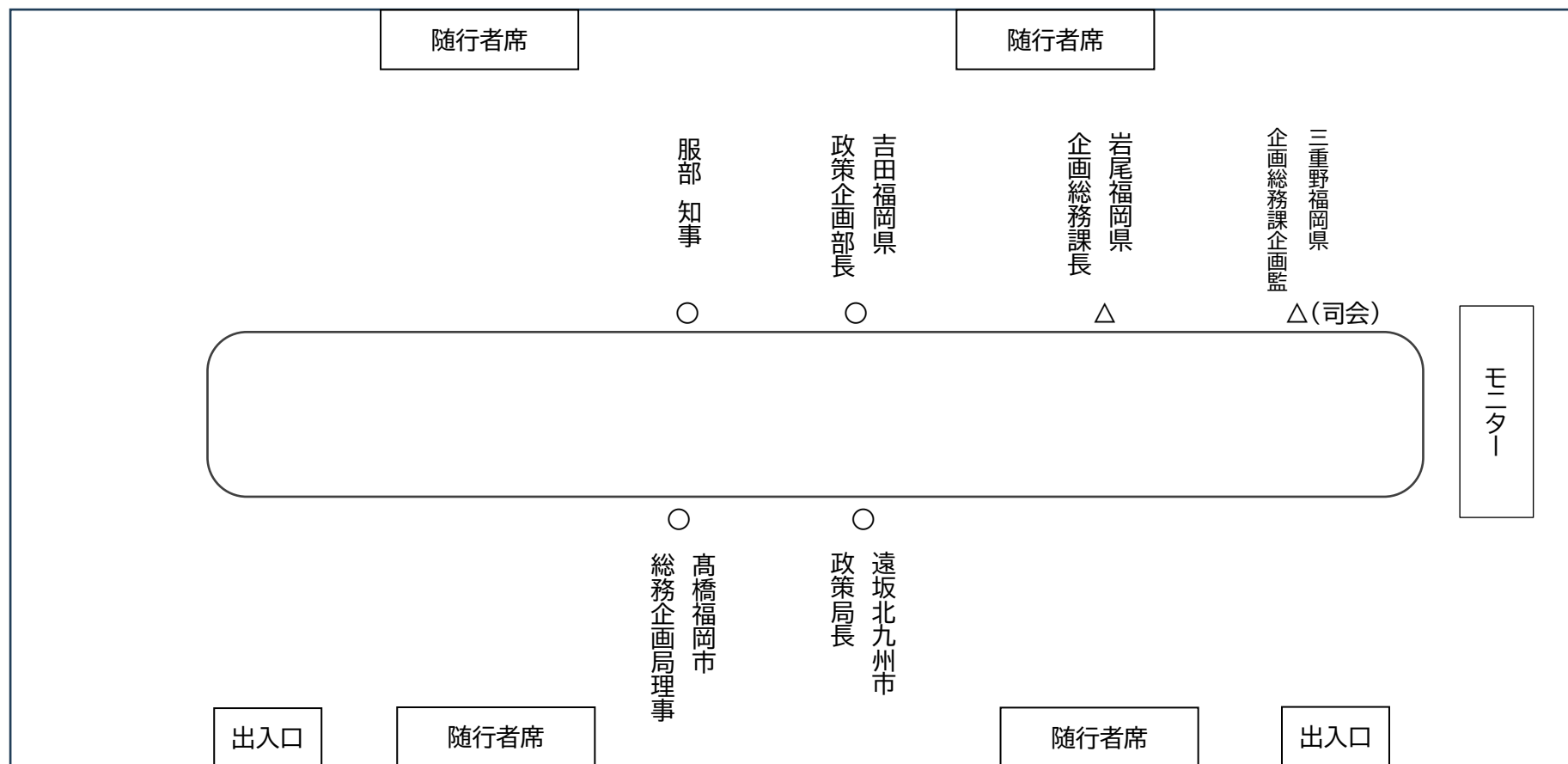
部署名	役職	氏名
福岡県 政策企画部	部長	吉田 聡
福岡市 総務企画局	理事	高橋 伸也
北九州市 政策局	局長	遠坂 佳将

副首都指定の実現に向けた連絡会議

日時:令和8年8月7日(金)16:30～

会場:福岡県庁8階 特別会議室

窓側



廊下側

副首都指定の実現に向けた連絡会議 設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 福岡県、福岡市及び北九州市が一体となって、取組を連携して推進するため、副首都指定の実現に向けた連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 連絡会議の所管する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 副首都の指定に向けた基本的な方向性に関すること。
- 二 副首都が担う機能及びその実現に必要な施策に関すること。
- 三 福岡県、福岡市及び北九州市の連携、役割分担並びに副首都に必要な地方行政体制に関すること
- 四 国への提案及び要望に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（事務局）

第4条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、福岡県政策企画部企画総務課が担う。

（会議）

第5条 連絡会議は、構成員の協議により、必要に応じて開催する。

- 2 議事の進行その他の会議運営は、事務局が行う。
- 3 構成員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該構成員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 連絡会議は、必要があると認められるときは、会議の開催に代えて、書面その他の方法により協議を行うことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、構成員が協議して定める。

附則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

別表（構成員）

団体名	構成員
福岡県	政策企画部長
福岡市	総務企画局理事
北九州市	政策局長

副首都指定に向けた地方行政体制のあり方について（案）

1. 趣旨

- ・副首都整備法第18条第1項第3号では、副首都の指定要件の一つとして、「副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること」が規定されている。
- ・現時点では、同号に基づく政令は制定されていないが、自民党内閣第一部会・社会機能移転分散型国づくり推進本部合同会議における資料によれば、政令で定める要件の想定として、①県と政令市が連携する体制（連携協約等）、②大都市制度を再編する体制（特別区、又は制度化された場合の特別市）、の2つの類型が示されている。このため、副首都指定に向けた、福岡県、福岡市及び北九州市の地方行政体制に関する方向性を確認する。

2. 基本的な方向性

- ・「連携協約」は、地方自治法に基づくものであり、既存の自治体を存続させたまま、自治体間で連携して事務を処理する際の基本的な方針及び役割分担を定める仕組みである。県と両政令市がそれぞれの権限と強みを活かし、早期に実効的な連携体制を構築することが可能である。
- ・一方、「特別区」の設置は、関係市町村の廃止や、事務、税源、財政調整、職員等の再編を伴う大規模な制度である。
- ・このため、福岡県、福岡市及び北九州市は、連携協約を基本として、副首都指定に必要な地方行政体制の構築を進める。
- ・今後制定される政令等の内容を踏まえ、副首都が担う機能、三者の役割分担、連携協約の当事者構成による締結方式、平時の政策協議・進捗管理、大規模災害時の国との連絡・情報共有・役割調整等について、三者で具体的な協議を進める。

国への共同要望活動について（案）

1. 目的

福岡県、北九州市及び福岡市が「三本の矢」となって一体的に要望活動を行い、福岡県の副首都指定の実現に向けた三者の強い決意を国に示す。

あわせて、今後制定・策定される政令・基本方針等に地域の実情を反映させ、本県が副首都としての機能を早期かつ十分に発揮できる制度及び施策の実現を求める。

2. 要望時期

副首都整備担当大臣の決定後、政令等の制度設計に地方の意見を反映できる時期に、速やかに実施する。

※具体的な日程については、国側の動向を踏まえ、三者の事務局間で調整する。

3. 要望内容

三者がこれまで実施してきた要望事項を基に、共通要望事項を取りまとめ、三首長連名の要望書を提出する。

4. 要望先

担当大臣の決定等の状況を踏まえ、具体的な面会先を調整する。

5. 要望者

三首長の日程を踏まえ、別途調整する。

「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」の概要

本資料は、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」及び自由民主党「内閣第一部会・社会機能移転分散型国づくり推進本部合同会議」資料を基に、福岡県企画総務課において作成したもの。

1. 目的

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす大規模災害（首都直下地震、富士山噴火を想定）に備え、副首都の整備をはじめとする国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進する。
これにより、公共の福祉の確保及び国民生活の向上を図るとともに、多極分散型経済圏の形成を通じて、我が国経済の成長に資することを目的とする。

2. 主な定義

- (1) 首都中枢機能代替地域
大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて一定期間、その一部を代替する機能を担う地域
- (2) 副首都
大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて一定期間、その全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を担う道府県として、内閣総理大臣が指定した道府県。
- (3) 多極分散型経済圏の形成
人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく、国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつ、その特性を活かして発展する国土を形成すること。

3. 副首都の指定要件・手続き

項目	内容
指定方法	・要件に該当する地域を含む道府県の申出に基づき、内閣総理大臣が指定 ・申出を行う道府県は、あらかじめ、道府県議会の議決を経る必要がある。
主な要件	東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当することに加え、次の三要件のいずれにも該当すること。 ① 国の行政機構の立地状況について、政令で定める要件を備えていること ② 人口及び経済の集積状況について、政令で定める要件を備えていること ③ 副首都が担う機能を十分に発揮するために必要な地方行政体制について、政令で定める要件を備えていること 【参考】与党資料における政令イメージ ※① 国の出先機関の一定程度の立地 ※② 一定程度の経済力（県内GDP）と人口の集積 ※③ 道府県と政令市との連携（連携協約等）、又は特別区の設置等により必要な地方行政体制が整備されていること

4. 推進体制・主な施策

- (1) 推進本部の設置
内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を設置。
推進本部は、基本方針案の作成、施策の実施の推進・検証・総合調整、副首都整備方針の作成等を行う。
- (2) 基本方針
政府は、法案施行後1年以内に、副首都の整備をはじめとする国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を定める。
- (3) 副首都整備方針
推進本部は、副首都ごとに基本方針に即して「副首都整備方針」を定める。同方針には、副首都整備の目標、産業競争力の強化及び経済活動の拠点形成、交通網その他の都市基盤の整備、国の機関等の拠点整備及び機能強化、圏域内の地方公共団体との連携等を定める。

方針の作成に当たっては、当該副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重するとともに、関係地方公共団体の意見を聴くものとされている。

(4) 国による措置

政府は、必要な法制上・財政上・税制上の措置を講じる。

また、副首都がその機能を十分に発揮できるよう、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に資するまちづくり、必要な規制緩和、民間投資を促進するための税制上の措置、民間の資金・経営能力及び技術的能力の積極的な活用等の施策を講ずる。

このほか、人口及び国家社会機能の分散的配置、地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業継続、交通・通信体系の多重性・代替性の確保等に関する施策を推進する。

※具体的な支援制度、財源及び国・地方の負担のあり方については、今後の基本方針、副首都整備方針及び個別制度等において具体化される。

5 今後のスケジュール

- ・令和 8 年 10 月：指定要件等を定める政令の制定、法施行（見込）
※法律上は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行
- ・法施行後 1 年以内：基本方針の閣議決定
※令和 9 年 10 月までを想定
- ・法 施 行 日 か ら：集中推進期間令和 13 年 3 月 31 日まで
- ・時 期 未 定：副首都の指定、副首都ごとの整備方針の策定